

経済産業省告示第六十六号  
 電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第四号の規定に基づき、告示する

平成十六年三月一日

経済産業大臣 名

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要電気工作物を構成する設備（以下「主設備」という。）を次のように定め、平成十六年四月一日から施行する。

一 水力発電所

主要電気工作物	主 設 備
ダム	ダム及び副ダム、洪水吐き、洪水吐きゲート（洪水吐きゲートに附属する閉装置及び角落しを含む）及び排砂ゲート（排砂路及びおいて同属する閉装置及び角落しを含む）を流木路、舟ばつ路及び魚道並びにダムの護岸
取水設備	取水口、取水口にある制水門（制水門に附属する開閉装置及び角落しを含む）及び余水路、号に制水門を設け、並びに取水設備の護岸
沈砂池	沈砂池（沈砂池に附属する制水門を含む。）の護岸
導水路	開きよ、蓋きよ、トンネル、水路橋、水路管、とい、制水門及び排砂ゲート、排砂水路並びに除塵設備
放水路	放水路及び放水路の護岸

ヘッドタンク	サージタンク	水圧管路	水車	揚水式発電所における揚水用ポンプ	貯水池	調整池	発電機（出力三万キロワット以上のものに限る。）	変圧器（電圧十七万ボルト以上かつ容量が十萬キル
ヘッドタンク、排砂ゲート、排砂水路及び余水路の護岸	サージタンク及び放水路サージタンク	水圧管（水圧管に附属する制水弁を含む。）、水管（排水管に附属する弁を含む。）、空気管及び水圧管の路面及び側壁	水車及び揚水用のポンプ（水車又は揚水用のポンプ及び附属する制水の付属加圧管を含む。）	揚水用のポンプ（揚水用のポンプに附属する電動機を含む。）	貯水池の法面及び底面、余水吐き及び排砂ゲート、余水路及び排砂水路並びに湛水地域の護岸	調整池の法面及び底面、余水吐き及び排砂ゲート、余水路及び排砂水路並びに湛水地域の護岸	発電機及び揚水式発電用の発電電動機（発電機又は発電機に附属する励磁装置及び冷却装置を含む。）	変圧器（変圧器に附属する冷却装置、窒素封入装置及び電圧調整装置を含む。）

<p>で。ンるボ調 に以ペ容ル相 お下ア量ト機 い次以二以へ て号上万上送 同かのキの電 じらも口発電 。第のボ電圧 六にル所十 号限トに七 まるア係万</p>	<p>まる器上万上送負 で。にのキの電荷 に以附も口発電時 お下属のボ電圧電 い次してル所十圧 て号なあとに七位 同かいつア係万相 じらもてンるボ調 。第の、ペ容ル整 六に變ア量ト器 号限圧以一以へ</p>	<p>に以附も口発電負 お下属のボ電圧時 い次してル所十電 て号なあとに七電 同かいつア係万圧 じらもてンるボ調 。第の、ペ容ル整 六に變ア量ト器 号限圧以一以へ 。第の、ペ容ル整 六に變ア量ト器 号限圧以一以へ</p>	<p>じらも口 。第のボ 七にル 号限ト まるア で。ン に以ペ お下ア い次以 て号上 同かの</p>
<p>電調 動相機 機をへ調 含む。機 に附 属する 励磁装 置、冷 却装置 及び起 動用</p>	<p>冷負 却荷 装時 置電 、壓 室位 素相 封調 入整 器 及負 び荷 タ時 ツ電 プ圧 切位 換相 装調 置整 を器 含に む。附 属 す る</p>	<p>、負 室荷 素時 封電 入壓 装調 置整 及器 びへ タ負 ツ荷 プ時 切電 換圧 装調 置整 を器 含に む。附 属 す る 冷 却 装 置</p>	

<p>い次源て直口整 て号用 `流ボ流 同か整電電ル機 じら流気源ト器 。第器鉄用アへ ）七を道のン容 号除用もペ量 まくののア十 で。直で以五 に以流あ上万 お下電つのキ</p>	<p>い次以五周 て号上万波 同かのキ数 じらも口変 。第のボ換 ）七にル機 号限ト器 まるアへ で。ン容 に以ペ量 お下ア十</p>	<p>号限トに七リ分 まるア係万ア路 で。ンるボクリ に以ペ容ルトア お下ア量トルク い次以一以へト て号上万上送ル 同かのキの電及 じらも口発電び 。第のボ電圧限 ）六にル所十流</p>	<p>で。のキの電電 に以群口発電力 お下にボ電圧用 い次属ル所十コ て号すトに七ン 同かるア係万デ じらもンるボン 。第のペ容ルサ ）六にア量ト一 号限以一以へ まる上万上送</p>
<p>直 流 電 源 用 整 流 器</p>	<p>周 波 数 変 換 装 置</p>	<p>分 路 リ ア ク ト ル 及 び 限 流 リ ア ク ト ル</p>	<p>電 力 用 コ ン デ ン サ ー</p>



燃料設備	内燃機関	ガスタービン	蒸気井	蒸気貯蔵器	独立過熱器	ボイラー
<p>十に同ク廃 ミおじ、棄 りい。液物 メて、化固 トじ液ス化 ル。化用燃 以、ガ貯料 上並ス槽を のび用へ貯 配に気安蔵 管ガス器弁 及び用へ安 導又安含、 管は全む、 液弁。油 化を以タ ガスむこク 用の。の及 の外下にガ 径こおス 百のいタ 五号てン</p>	<p>むン内 。ク燃 ）軸機 並、関 びはへ にず気 調み筒 速車、 装、ピ 置軸ス 及受ト び、ン 非弁、 常並ピ 調びス 速にト 装減ン 置速棒 機及 及び連 増接 速速棒、 機ク を含ラ</p>	<p>並びスタ び空圧ー に気縮ビ 熱圧機ン、 交縮、 換機燃調 器か焼速 及ら器装 びタか置 ガーら及 スビタび 発ン！非 生にビ常 器至ン調 る、速 配空装 管気置、 （安縮空 全機か圧 弁ら縮機 を燃及 む。器び ）及ガ</p>	<p>蒸気井</p>	<p>ボイラーの主設備の欄に準ずるもの</p>	<p>ボイラーの主設備の欄に準ずるもの</p>	<p>器のにお縮ユタ管絡胴 及安お機タ、及管、 び全いへン貫び、管 空弁て空ク流工給寄 気を含じだびイ送水せ 予む。め各ラ気、火 熱器。）及設！管主炉 並以及び備の、蒸、 び下び空に起安気蒸 にこのスだ属用弁、再 通の号圧めすウ、熱、 風機に縮の安全交蒸給 お機安全全タ換気水 いへ全弁弁セ器管ポ てガ弁ををパへ、ン 同スを含含レス過プ じだ含含む。タ！器熱、 。めむ。、ム、管熱、 、び以、フコ、器節管 独ガ下、空ラン節炭、 立スこの気ツバ炭、 節だの気ツバ炭、 炭め号圧シ！器連</p>

ばい煙処理設備	液化ガス設備（液化ガス用燃料設備を除く。）	ガス化炉設備	発電機	変圧器	負荷時電圧調整器	負荷時電圧位相調整器	調相機	電力用コンデンサー	分路リアクトル及び限流リアクトル	周波数変換機器	整流機器
空気圧縮機、通風機、破碎機及び摩砕機	液化ガス用貯槽、液化ガス用外気化器、液化ガス用容器（安全弁を含む。）並びに液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上の配管及び導管	ガス化炉、蒸気発生器及びボイラーの主設備の欄に準ずるもの	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの（揚水式発電用の発電電動機を除く。）	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

遮断器		前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
三 原子力発電工作物		
主要電気工作物	原子力炉本体	主 設 備
原子力炉冷却材系統設備	原子炉格納施設	電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）別表第三第二号（三）1の項中欄に掲げる設備
計測制御系統設備	放射線管理設備	施行規則別表第三第二号（三）2の項中欄に掲げる設備
燃料設備	廃棄設備	施行規則別表第三第二号（三）3の項中欄に掲げる設備
原子炉格納施設	排気筒	施行規則別表第三第二号（三）4の項中欄に掲げる設備
排気筒	蒸気タービン	施行規則別表第三第二号（三）5の項中欄に掲げる設備
蒸気タービン	補助ボイラー	施行規則別表第三第二号（三）6の項中欄に掲げる設備
補助ボイラー	補助ボイラーに属する燃料設備	施行規則別表第三第二号（三）7の項中欄に掲げる設備
補助ボイラーに属する燃料設備		施行規則別表第三第二号（三）8の項中欄に掲げる設備
		施行規則別表第三第二号（三）9の項中欄に掲げる設備
		施行規則別表第三第二号（三）10の項中欄に掲げる設備
		施行規則別表第三の一の（三）の11の中欄に掲げるもの

<p>主要電気工作物</p>	<p>主 設 備</p>
<p>四 燃料電池発電所</p>	
<p>補助ボイラーに属するばい煙処理設備</p>	<p>施行規則別表第三の一の(三)の12の中欄に掲げるもの</p>
<p>発電機</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの(揚水式発電用の発電電動機を除く。)</p>
<p>変圧器</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>
<p>負荷時電圧調整器</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>
<p>負荷時電圧位相調整器</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>
<p>調相機</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>
<p>電力用コンデンサー</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>
<p>分路リアクトル及び限流リアクトル</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>
<p>周波数変換機器</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>
<p>整流機器</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>
<p>遮断器</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>

五 太陽電池発電所

<p>燃料電池設備（出力五百 キロボット以上のものに 限る。）</p>	<p>変圧器</p>	<p>負荷時電圧調整器</p>	<p>負荷時電圧位相調整器</p>	<p>調相機</p>	<p>電力用コンデンサー</p>	<p>分路リアクトル及び限流 リアクトル</p>	<p>周波数変換機器</p>	<p>整流機器</p>	<p>遮断器</p>	<p>逆変換装置（容量五百キ ロボルトアンペア以上の ものに限り以下各号の び第六号において同じ。）</p>
<p>燃料電池、容器、熱交換器、改質器及び気化器、安全弁、 燃料貯蔵設備、液体窒素用貯槽、窒素用ガスだめ並びに管</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>逆変換装置又はインバータ</p>

六 風力発電所

主要電気工作物	主 設 備
太陽電池（出力五百キロワット以上のものに限る。）	太陽電池モジュール及び支持物
変圧器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧調整器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧位相調整器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
調相機	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力用コンデンサー	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
分路リアクトル及び限流リアクトル	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
周波数変換機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
整流機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
遮断器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
逆変換装置	前号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの

主要電気工作物	主 設 備
風力機関（出力五百キロワット以上のものに限る。）	風車、支持物並びに調速装置及び非常用調速装置
発電機	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの（揚水式発電用の発電電動機を除く。）
変圧器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧調整器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧位相調整器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
調相機	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力用コンデンサー	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
分路リアクトル及び限流リアクトル	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
周波数変換機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
整流機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
遮断器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
逆変換装置	第四号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの



<p>圧十七万ボルト以上の変 電所に係る容量以上の群 ボルトアンペアに限る。 に属するものに限る。</p>	<p>分路リアクトル及び流 リアクトルへ送電限 七万ボルト以上の電 に係る容量一万キボ トアンペア以上のもの に限る。</p>	<p>周波数変換機器</p>	<p>整流機器</p>	<p>遮断器</p>	<p>八 送電線路</p>	<p>主要電気工作物</p>	<p>電線（ケーブルを含む、 電圧十七万ボルト以上 送電線路のものに限る。 ）</p>
	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの</p>	<p>主 設 備</p>	<p>電線（OFケーブルにあつては、その圧油装置を含む。）</p>	<p>木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄塔並びに電線支持 がいし</p>

<p>整流機器（電圧一万ボルト）</p>	<p>周波数変換機器（電圧一万ボルト以上）</p>	<p>変圧器（電圧一萬ボルト以上）          変圧器、冷却装置、配電用変圧器（変圧器又は配電用変圧器に付属する冷却装置を含む。）          変圧器、冷却装置、配電用変圧器（変圧器又は配電用変圧器に付属する冷却装置を含む。）</p>	<p>遮断器（他の者が設置する遮断器工事のためのものである）</p>	<p>主要電気工作物</p>	<p>遮断器（電圧十七万ボルト以上の開閉所に限る。）</p>
<p>整流機器</p>	<p>周波数変換機器</p>	<p>変圧器及び配電用変圧器（変圧器又は配電用変圧器に付属する冷却装置を含む。）</p>	<p>遮断器</p>	<p>主 設 備</p>	<p>遮断器（送電線引出口の遮断器に附属する消弧装置及び空気圧縮装置を含む。）</p>

九 需要設備

